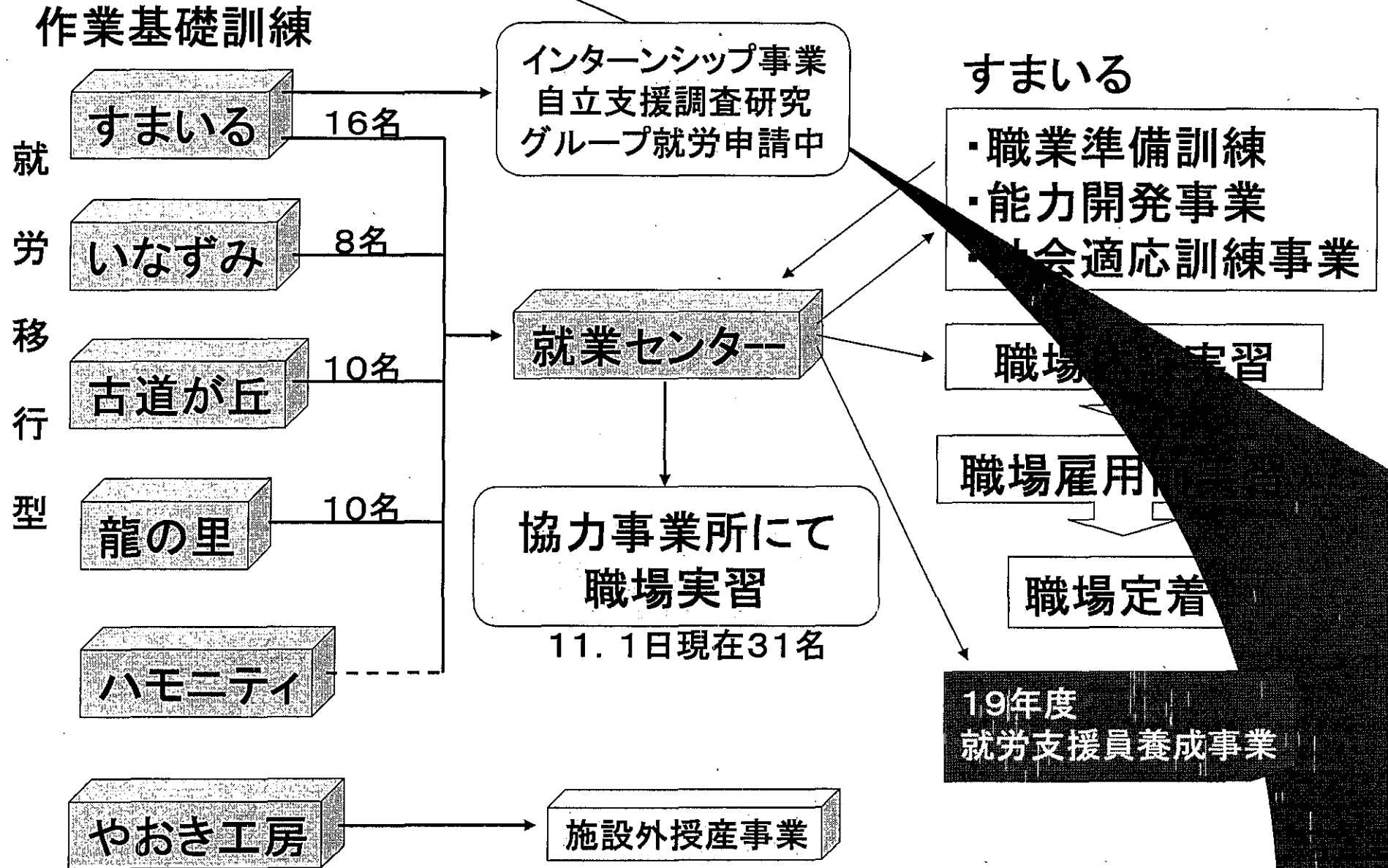




# 就労支援システム



## 基礎的な作業訓練(2)

当初は不安やプレッシャーを和らげるために短時間就労

・事業所にて

短時間就労	慣らし期間	3時間	(9時～12時)
1か月～3か月			
中時間就労	ステップアップ期間	5時間	(12時～15時)
3か月～5か月			
フルタイム	スキルアップ期間	7時間	(9時～12時)
週30時間以上の雇用			
定着	継続支援期間	7時間	(常用雇用)

- ・いずれの期間においてもジョブコーチと企業での設定した勤務時間であるが個人の作業能力によってケースを変更する場合がある。
- ・単労・ペア・グループ就労についても同様のパターンが基本となる。
- ・企業と就業センターの信頼関係で結ばれた就労なので利用者の都合による自由出勤は認めない。